

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

労災保険 [複数事業場の労災] 9月1日施行

複数事業労働者

A社において
労働災害



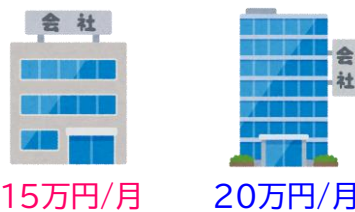
被災した(業務や通勤が原因でけがや病
気などになったり死亡した)時点で、事業
主が同一でない複数の事業場と労働契約
関係にある労働者の方のことをいいます。



A社

B社

A社とB社に労働契約を結んでいる



15万円/月

20万円/月

保険
給付

現在

A社の賃金額**15万円**
を基に保険給付を算定

業務災害や通勤災害の別にかかわらず、複数事業労働者であれば対象になります

改正後

2社の賃金額**35万円**
を基に保険給付を算定

複数業務要因災害

複数の会社等の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を総合的
に評価して、労災認定の判断をするようになります。



A社



B社

今回の改正によって、新しく複数の事業の業務
を要因とする傷病等(負傷、疾病、障害又は死
亡)についても、労災保険給付の対象となります。
新しく支給事由となるこの災害を「複数業務要
因災害」といいます。なお、対象となる傷病等は、
脳・心臓疾患や精神障害 などです。

	災害補償責任(労働基準法)	メリット制(労災保険料)
業務上災害	複数事業労働者が、いずれかの事業場で被災した場合、災害が発生した事業場(被災事業場)は労働基準法上の補償責任を負いますが、災害が発生していない事業場(無災害事業場)は責任を負いません。	複数事業場の業務上災害のメリット制は、被災事業場においてメリット制の収支率の算定基礎に含み計算されますが、無災害事業場においてはメリット制の収支率には影響がありません。
要因災害 複数業務	複数業務要因災害については、それぞれの事業場の労働負荷では災害発生の要因と認められないことから、いずれも災害補償責任を負いません。	複数業務要因災害については、いずれの事業場においても、メリット制の収支率の算定基礎とはなりません。

その他に、以下のような方も「複数事業労働者」となります。

- ①1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方
- ②複数の就業について特別加入をしている方

被災した時点で複数の会社について労働契約関係にない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には「複数事業労働者に類する者」として、改正制度の対象となりえます。